

1 法律関係の性質決定

最高裁判平成6年3月8日第三小法廷判決

(平成2年(4)第1455号土地持分移転登記抹消登記、土地建物持分移転登記抹消登記等請求事件)

(民集48巻3号835頁, 判時1493号80頁, 判タ846号176頁)

〈事実の概要〉

X₁及びX₂(原告・控訴人・上诉人)は、台湾人父Aと日本人母Bとの間に出生した子であり、Aの昭和53年死亡により、わが国所在のA所有の物権目録(1)～(8)の土地建物につき各16分の1の持分を相続によって取得していた。Bが昭和60年、X₁、X₂の親権者として、その持分のすべてをY(被告・被控訴人・被上诉人)に売り渡し、目録(1)～(6)の土地建物につきYへの持分移転登記がなされた。しかし、X₁らは、Yに対して上記持分移転登記の抹消登記手続を求める訴えを起こした。X₁らは、①売買契約の詐欺による取消しを主張したが、第1審裁判所(東京地判平成元・9・27民集48巻3号843頁参照)は、これを認めず、請求を棄却したので、X₁らは控訴し、さらに②納税債務の不履行による本件売買契約の解除、③準拠法たる中華民國法の適用による本件売買契約の無効を理由に付加したが、いずれも認められず、特に③について、原審(東京高判平成2・6・28前掲民集848頁参照)は「相続に関する準拠法により不動産を共同相続した相続人が、分割前に他の共同相続人の承諾なく、当該不動産に対する自己の持分のみを有効に処分できるか否かは、共同相続人相互間の関係に関する問題であるとともに、不動産に関する物権の得喪を目的とする法律行為の効力問題の一環として判断されるべき事柄で、」[「そこでは、相続関係者の立場にとどまらず、取引の安全すなわち第三者の利益の保護が考慮されなければならない。相続財産の取引のみを有効に処分できるものではない。」「法例(旧)25条(法適用通則法36条)が適用される相続問題の範囲は、前記のように相続関係者の内部問題であり、他方、法例10条(法適用通則法13条)が物権問題については所在地法によると定めている右の趣旨を考えると、本件のように相続財産が第三者に処分された場合の効力が問題とされているときには、前提となる相続人の処分権の有無も含めて全体が物権問題に該当するものとして、法例(旧)25条ではなく、法例10条が適用されるものと解するのが相当である」として、棄却したので、X₁ら上告。

〈判旨〉

上告棄却。

「本件においては、Aの相続人であるX₁らが、その相続に係る持分について、第三者であるYに対してした処分に権利移転(物権変動)の効果が生ずるかどうかが問題となっているのであるから、右の問題に適用されるべき法律は、法例10条2項[法適用通則法13条2項]により「本件不動産の所在地法である日本法」であるが、「もっとも、その前提として、X₁らが共同相続した本件不動産に係る法律関係がどうなるか(それが共有になるかどうか)、X₁らが遺産分割前に相続に係る本件不動産の持分の処分をすることができるかどうかなどは、相続の効果に属するものとして、法例(旧)25条[法適用通則法36条]により、A(被相続人)の出身地に施行されている民法によるべきである。」

「本件については、台湾民法1151条は、相続人複数時の遺産の分割前には、「遺産の全部は各相続人の共同共有とする旨規定しているところ、右規定にいう『共同共有』とは、いわゆる合意に当たるものと解される。そして、同法828条1項は、共同共有者の権利

義務は、その公同関係を規定する法律又は契約によってこれを定めるものとし、同条2項は、前項の法律又は契約に別段の定めがある場合を除く外、共同共有物の処分その他の権利の行使については、共同共有者全員の同意を経ることを要する旨規定している。したがって、本件の場合、相続の準拠法によれば、本件不動産は共同相続人の合有に属し、X₁らは、遺産の分割前においては、共同相続人全員の同意がなければ、相続に係る本件不動産の持分を処分することができないといふべきところ、右持分の処分(本件売買)がAの遺産の分割前にされたものであり、かつ、右処分につき共同相続人全員の同意を得ていないことは、原審の確定した事実からうかがうことができる。」

「そうすると、X₁らが相続準拠法上の規定を遵守しないで相続財産の持分の処分をしたとすれば、その処分(本件売買)に権利移転(物権変動)の効果が生ずるかどうかが次に問題となるが、前示のとおり、この点は日本法によって判断されるべきところ、日本法上は、右のような処分も、処分の相手方である第三者との関係では有効であり、処分の相手方は有効に権利を取得するものと解するのが相当である。ただし、相続の準拠法上、相続財産がいわゆる合有とされ、相続人が遺産分割前に個別の財産の相続持分を単独で処分することができないとされているとしても、日本法上、そのような相続財産の合有状態ないし相続人の処分の制限を公示する方法はなく、一方、日本法上、共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係は、基本的には民法249条以下に規定する共有としての性質を有するものとされ[最一小判昭和30・5・31民集9巻6号793頁参照]、共同相続人の1人から遺産を構成する特定不動産について同人の有する共有持分権を譲り受けた第三者は、適法にその権利を取得することができるものとされているのであって[最一小判昭和38・2・22民集17巻1号235頁参照]、我が国に所在する不動産について、前記のような相続準拠法上の規定を遵守しないでされた処分は無効とするときは、著しく取引の安全を害することとなるからである。

以上によれば、本件売買契約がAの共同相続人全員の同意を得ることなく締結されたとしても、物権の移転に関する準拠法である日本法によれば、右契約による権利移転の効果が認められるものといふべきである。そうすると、原審のした準拠法の選択については誤った点があるが、その結論は是認することができる。」

〈解説〉

1 大陸法型の国際私法は、問題となっている渉外的法律関係の最密関係地を探求し、その地の法により当該法律関係を規律するという方法を採用しているが、実際には、個別法律関係ごとに最密接関係地を探求することなく、準拠法決定のための単位としての類型的な法律関係を単位法律関係として設定し、その法律関係ごとに連結点を定めることにより、準拠法を選択するという抵触規則の形をとっている。そこで、それぞれの抵触規則の基礎とされる単位法律概念(指定概念)がいかなる範囲の個別法律関係を含んだ概念であるかをまず画定する必要がある。すなわち、実質法は生活関係を対象として直接規律を行うが、抵触規則は、直接に生活関係を対象とすることなく、それを対象とする実質法を選択・決定するという間接的方法をとっているので、その対象は、一定の法的評価を受けた法律関係であるとされており(瀧池良夫『国際私法講義(第3版)』(2005)10頁以下参照)、個別の法律関係を

各抵触規則の指定概念に包摂するために、その国際私法上の性質を決定する必要があることから、これを法律関係の性質決定(略して法性決定)と呼んでいる。もっとも最近では法性決定の対象は「法の問題」であるとする見解も有力である(国友明彦『国際私法上の当事者利益による性質決定』[2002] 18頁以下及びノイハウス(櫻田嘉章訳)『国際私法の基礎理論』[2000] 119-139頁、特に124頁以下など参照)。いずれにしても、一定の法性問題について、それをどの抵触規則に包摂して準拠法を決定すべきかが問題となるので、まず指定概念の画定が問題となり、その意味で、抵触規則の解釈問題であるといわれる(ただし、ノイハウス・前掲120頁参照)。

2 次に法性決定の基準となる法が何かが問題となる。これについては、従来、①法廷地法説、②準拠法説、③国際私法自体説が唱えられ、それぞれ立法例もあるが、わが国で唱えられた①については国際私法と国内実質法との機能の違い、わが国に存在しない法制度を対象とすることの困難性などから、採用されておらず、②は確かに準拠実質法の趣旨には合致するが、循環論に陥ること、そうでないとしても性質決定の矛盾が生じ得る、また実質法による性質決定は国際私法上の性質決定としては相応しくないことから、結局③が通説となっている。ただし、国際私法自体には性質決定の基準が明確に示されていないので、具体的な基準について比較法説・新訴訟地法説などが唱えられたが、現在では抵触規定の事項の適用範囲の画定問題であり、その解釈問題であるとして一般に考えられている。すると、具体的な法性決定は、まず問題となる法律関係または法性問題を画定し、次いでそれをいかなる抵触規則に包摂するかを判断するが、その前提として指定概念の画定、つまり抵触規則の解釈を行うこととなる。

3 本判決は、相続問題と物権問題の関係について、法性決定という観点から一定の見解を示したものであり、注目される。

まず本件の法性問題としては、裁判所は原審の判断を含めて、①共同相続人X₁らが遺産を如何なる形態で承継しているか、また、遺産分割前に本件不動産の持分を処分できるか、②X₁らがその台湾法を遵守せずに行った持分処分により不動産の権利移転の効果が生ずるか、であるとし、これらの法性決定が問題となるとする。その前提として、関連する法例旧25条(法適用通則法36条)、10条(法適用通則法13条)の指定概念の画定が必要となるが、原審が①②ともに10条によるものに対して、本判決は①は旧25条、②は10条とした。したがって、「個別準拠法が総括準拠法を破る」の原則の問題ではないとするが、この原則をわが国の実定法上認めるべきか、また、認めたとしても単なる一般法上の取引保護がここでいう個別準拠法に当たるか、について議論のあるところであるから、妥当な判断であろう。すると、①を「相続」に含める理由として、「相続の効果」であるとするのみなので、なぜ①が相続の効果として法性決定されるかが明らかとはいえず、また②を「物権」に含める理由は相続人による持分の第三者への「処分」に権利移転(物権変動)の効果が生ずるかどうか(大内④・後掲174頁)という問題であるから(「物権問題に当たることは明らかである」[大内②・後掲217頁])というにあり、いずれもトートロジーにすぎない。もっとも②については、「遺産の運命に関するものと捉えれば、相続準拠法の適用範囲の問題と考えることが可能で」、同時に「取引の相手方たる第三者の利益」を考えて物権問題と考えることも「論理的には」可能であるが、「結局のところ、解釈論(法律関係の性質決定)としては、国際私法上の利益較量にゆだねられるものというほかない」とする解説もある(大内②・後掲217頁)、あるいはそのような国際私法上の利益較量があったのかも知れないが、その内容は結局のところ、「不動産所在地法の法秩序(具体的には取引の安全)を尊重すべきものとする」ことにつきるようであり、日本法を前提に「相続準拠法上の規定を遵守しなさいとされた処分を無効とするときは、著しく取引の安全を害することとなる」という判示を併せ考えると、相続との関係においても物権準拠法は取引の安全を目的として選択されているように読める。しかし、実際に取引の安全に資するか否かは、準拠実質法を見なければ分からないし、国際私法上は、取引保護自体は「行為地法」によ

らしているのが通常である。物権は物の直接的・物質的利用を目的とし、また物に対する排他的支配性があることから、目的物の所在地法によるという利益衡量を行っているにすぎない。翻って、相続の準拠法は財産権の移転については単に相続人間における内部関係のみ及びぶのではなく、対世効も認めているのであり(早川③・後掲ジュリ1019号129頁参照)、取引の安全を相続法上も重視するのであれば、相続分割主義のような準拠法決定も可能であろう。したがって、②について取引の安全を基準として国際私法上の性質決定を行うことには無理がある。日本民法上の取引保護を強調することは、法廷地実質法による性質決定が行われたのではないかという疑いも生じさせかねない。

旧法例4条は1項「不動産、不動産ハ其所在地ノ法律ニ従フ」、2項「然レトモ相続及ヒ遺贈ニ付テハ被相続人及ヒ遺贈者ノ本国法ニ従フ」として、物権の移転については、相続を例外としている。したがって、相続の準拠法によるべき物権変動事項以外が物権の準拠法によるべきことになり、まず「相続」の範囲が画定されるべきであった。相続は物権変動、あるいは財産権移転に尽きない人格にかかわるものであるから独立の規定が起草されたのであるが(法典調査会「法例議事速記録」法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法資料叢書(6) [1986] 167頁所収。財産権取得だけなら相続物所在地法も考えられる、という。もっとも法例修正案参考書52頁 [1988, 八尾書店発行]参照)、物権変動については両者の関係は変わっていないといえるであろう。

そこで、まず「相続」の解釈により、①が相続による遺産の所有形態とかかわるから本来の相続に含まれる点は疑いがなく、原審判断の誤りを指摘する点で判示に同意できるが(ただし、塚場・後掲260頁参照)、次いで②が「物権」に含まれるとする点には疑問がある。確かに一般的には処分権限のない者の処分の効力は、目的物が物権である場合には物権の問題ともみえるが、台湾法のようにそれを相続法秩序の重要な効果とし、その処分までも左右することはありうる(早川③・後掲及びBergmann/Ferid, Republik China (Taiwan) S. 25 f.参照)、また「相続」が遺産管理までも含むとする法例旧25条の考え方からすれば、取引の安全から「物権」とすることには無理がある。「相続」は元來取引の安全を考えないで、財産権の法定かつ包括的な移転を考えており、相続法秩序の貫徹のため敢て取引秩序を犠牲にすることも考えられるのであり、しかも取引の対象は単なる不動産の共有持分であるのではなく渉外的な「遺産分割前の相続持分」であることが明白であるから(ちなみに、被相続人から生前一部不動産を買受けた者がいる、その有効性が争われている以上、取引の保護をいえる立場にはないはずである)、具体的な事案の解決としてもそれほど不当ではない(Staudinger/Doerner, Art. 25 EGBGB, Rnr. 215 f. 早川③・後掲ジュリ1020号133-135頁参照。山田敏一『国際私法』[第3版] [2004] 576頁は反対。なお、溜池・前掲書545-546頁は相続統一主義の立場から、判旨に反対)。

〈参考文献〉

- 池原季雄・渉外判例百選(第1版) 7頁及び中西康(第3版) 4頁の法性決定に関する解説のほか、塚場準一・平成6年度重判例(ジュリ1068号) 258頁、信濃孝一・平成6年度主要民事判例解説(判タ882号) 186頁、森田博志・ジュリ1071号146頁、早川眞一郎①・法教168号154-155頁、同②・渉外判例百選(第3版) 164頁、大内俊身①・ジュリ1050号174頁、同②・曹時48巻1号212頁、東法子・銀法40巻7号62頁、小林久起「不動産の物権変動に関する最近の判例の動向について(3)」登記研究564号33頁
原審判決の訳訳：三井哲夫・リマークス1991(下)160頁、森田博志・ジュリ985号136頁、早川眞一郎③「国際的な相続・遺産管理の一面(以下)——外国人の遺産たるわが国の不動産の取引をめぐる」ジュリ1019号126頁、1020号131頁、石黒一憲『国際私法』(1994) 176頁

さくらだ よしあき
櫻田嘉章

京都大学教授